

2026^{ねん}年度

がっこうせいかつ てびき
学校生活の手引き



み え けんりつう えの こうとうがっこう ていじせいかにてい
三重県立上野高等学校 定時制課程

でんわ
電話 0595-21-2552

()^{ねん}年

なまえ
名前 ()

第1章 上野高校定時制とは

上野高等学校の歴史は明治33年に三重県第三中学校として開校されたのが始まりで、定時制課程は、昭和23年に現在の^{上野高等学校}の全身である^{上野南高等学校}に定時制課程が設置され、昼間（農業科）夜間（普通科、工業科）が設置されました。

昭和24年には普通、商業、工業の三科を置き総合組織となるが、昭和40年には工業科の募集を停止し、昭和46年には商業科の募集も停止し現在に至っています。

その間に、多くの優秀な人材を県内外に輩出してきました。

本校は、普通科の夜間定時制で修業年限を3年以上に定めており、平成24年度から松阪高等学校通信制課程と連携して3年間で卒業することも可能としています。

第2章 入学から卒業まで

1年生に入学すると、卒業に至るまでのガイダンスが行われますので、中学校との違いをしっかりと確認してください。

授業に出席して、各学期に実施される定期考査を受験し、一定の成績が認められた場合に単位認定となり、所定の単位を修得することで進級・卒業となります。

中学校と違い、学校に来るだけで進級・卒業が出来るということはありません。

また、出席日数が足らなければ、進級も卒業もできません。

三修制を希望する生徒は、1年生時の成績や出席状況等を加味して、2年生から三修制によって単位を修得することが可能になる場合があります。

SHRについて

17時25分から始まり、SHRに遅れると「遅刻」となりますので、時間に余裕を持って登校するようにしてください。

第3章 学習

1) 卒業の認定について

以下の4点がすべて満たされると卒業が認定されます。

※本課程は、4年制普通科夜間定時制課程です。（三修制対象の生徒のみ3年で卒業可能な場合があります。）

※必修科目をすべて履修。

※74単位以上を修得

※特別活動における取り組みが満足と認められた場合

（特別活動はHR、学校行事、生徒会活動等です）

2) 授業規律について

※定時制では、仕事で疲れた体や心の状態で学習に取り組んでいる生徒が多く、自ら

の進路実現のために頑張っています。その為、お互いに迷惑を掛けないように授業中は授業規律を設けています。

※やむを得ず、仕事や家庭で心も体も疲れて、他人に迷惑を掛けるような状況においては、担任等に相談して適切な対応をとってください。

3) 授業規律とは

※授業中は、お互い私語を慎み、きちんと授業を受けることです。

※広い教室内に学習エリアを設けて、そのエリア内で学習することです。また、学習に関係ない物は学習エリア外においてください。(担当教員の指示により変わる場合もあります)

※授業担当者の指示に従わない場合は担任指導や生徒指導部の指導対象となる場合があります。

4) 授業について

※1限当たりの授業時間は45分間です。

※遅れると遅刻となり、15分を過ぎると出席になりません。また、授業中にトイレや忘れ物などを取りに教室外に行った場合は「中ぬけ」としてカウントされ、その時間が15分を超えると欠席となりますので注意してください。

5) 出席について

※遅刻・早退・欠席が多いと授業がわからなくなります。体調管理をして健康維持に努めてください。

※やむを得ず遅刻・欠席・早退をする場合は必ず学校(担任)に連絡してください。

また、遅刻した場合、早退する場合には必ず「入室許可書」「早退届」に記入し、提出してください。

※出席が規定に達しない場合は進級できない場合があります。

6) 定期考査について

※定期考査は、1・2学期に中間考査・期末考査、3学期に学年末考査(4年生は卒業考査)の年5回行われます。

※定期考査に15分以上遅刻すると受験することができません。

※やむを得ない欠席の場合は、必ず学校に事前連絡し、追試の手続きをとってください。

また、定期考査を無断で欠席すると、成績に大きく影響するので注意してください。

※試験開始から30分を過ぎると退出することが可能となります。

※定期考査における不正行為は該当科目が「0点」となり、生徒指導の対象となります。

※携帯電話・スマートフォンが鳴っても不正行為となりますので、電源を切るか、マナーモードにして、カバンに入れておくか学習エリア外に出しておくようにして下さい。

また、筆記用具の貸し借りをせず、受験してください。

7) 成績について

※成績は、観点別評価と5段階評価とし、学年末の評価が「1」の場合は単位不認定となります。

※評価は定期考査のほか、小テストや提出物の提出状況、授業に臨む意欲・態度(授業規律や欠席・遅刻)など、総合的に評価します。

8) 成績不振者に対する指導

※各学期で成績不振の生徒は「学力補充」の対象者になり、指定された日時に学校で補習を受けなければなりません。その他、課題や特別補習がある場合はその指示に従って下さい。

9) 暴風雨雪警報発令に伴う登校について

登校前

(1) 午後3時の時点で暴風雪警報及び特別警報が発令されているとき、自宅等で待機してください。(1・2限目の授業と給食はありません)

(2) 午後5時までに暴風雪警報及び特別警報が解除された場合は、3・4限目の授業を行います。通学経路の安全を確認して登校してください。

なお、通学において危険が予想される場合は学校へ連絡してください。

(3) 午後5時の時点で暴風雪警報及び特別警報が発令されている場合は休校とします。

10) 緊急連絡網について

本校では「絆ネット」(中部電力提供)で緊急連絡網を発信しています。
入学時点で案内を行いますので携帯電話・スマートフォンに登録をしてください。

登録方法は下記のアドレスに空メールを送ります。(生徒保護者共通)
30秒ほどで返信メールが届きますので、画面に従って登録して下さい。

m.i-uenohs.tj@cep.jp



バーコードから簡単メール送信→

※件名・本文は不要。宛先のみ入力してください。
※空メール送信ができない場合は、本文内に何か
1文字入力してから送信してください。

第4章 特別学習と学校生活

生徒の進路実現に向けて、就職や進学を控えて、面接や作文などの個別の指導を行います。その他、必要に応じて特別に学習指導を行います。

第5章 生徒指導

1) 頭髪・服装・装飾品・化粧などについて

※社会人として周りの人へ配慮した髪形、服装、化粧などを心掛けてください。
公の秩序に沿った学校生活をお願いします。また、学校より指導があった場合は速やかにしなくてはなりません。

頭髪・・・極端な染色・髪型は控えること。

服装・・・へそや背中が大きく露出する服装は控えること。

装飾品・・・鼻ピアスや口ピアスなど、周りの人への配慮に欠けたピアスは控えること。

また、大きすぎる穴を開けないこと。

入れ墨(タトゥーシールも含む)はしないこと。

※教室・食堂など校内においては、大音量の音楽、マフラー・帽子の着用などは控えて下さい。

2) 持ち物

※貴重品の管理は各自が責任を持って行ってください。

※ロッカー・下駄箱以外に私物を置かないようにしてください。

3) 通学

※自転車・原動機付自転車・自家用車（以下自転車などという）を利用して通学する場合は許可が必要です。免許取得を希望する場合また、取得の際には、担任もしくは生徒指導に必ず報告をしてください。

※自転車以外には自賠責保険の他に、任意保険（対人無制限）に加入する必要があります。
また、自転車は令和3年10月1日より自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されました。本校では全国高P連賠償責任補償制度に加入していますが補償額などをみて追加すべきか判断してください。

※自転車などは、改造したものは許可されません。

※自転車を利用する際にはヘルメットを着用するよう努めてください。

※自転車などは、指定された場所に駐輪、駐車してください。

※自動車教習所・自動車学校に入校の際、免許取得の際には事前に担任もしくは生徒指導に必ず報告をしてください。

※登下校において生徒同士の同乗は禁止します。

※乗用車については法に違反するスモーク、幅広タイヤ、改造ハンドル、マフラー芯抜きなどの改造車は発見次第許可を取り消します。

※許可を受けた原付、四輪車について違法が認められた場合は通学許可を取り消します。

4) 登下校時間

※登校は原則として、17時05分以降に教室に入ることが出来ます。

また、学校が許可した場合などの特別な場合を除き、21時05分には下校するようにしてください。

※西門は21時15分に閉門、北東門は20時に閉門します。

5) その他

※上記以外に、高校生・社会人として、また、人権的にふさわしくない行動や言動については特別指導の対象とします。

第6章 進路指導

※卒業にあたり、進学・就職にかかわる支援を行うので、担任、進路指導部と相談して自己実現を行ってください。

※進学・就職にかかわる資料の閲覧、相談が出来ます。

第7章 給食・図書館

給食について

※給食は19時20分ころを自処に終了し、3限目の授業に遅れないようにしてください。

※食事の前に手洗い・うがいを行うとともに、机の上は衛生上きれいに保つように心がけてください。

※食堂には外部から持ち込んだ食べ物を食べたり、提供された食べ物を食堂外へ持ち出したりすることは出来ません。

※給食の時間は携帯電話を使用しない。緊急の際は食堂の外で使用する。

図書館について

1) 1年生で「図書ガイダンス」が実施されますので、ガイダンスに沿った利用をすることが出来ます。

第8章 健康に関すること・保健室について

体調不良や怪我については、原則職員室で手当を受け、養護教諭の指示にしたがうようにしてください。

学校で手当てや処置が出来ない症状や怪我の場合は病院を受診するか、帰宅して自宅で対応してください。緊急の場合は、救急車を要請することもあります。

なお、投薬は行いませんので、各自常備薬は自分で用意しておいてください。

1) 健康診断

身体測定、心電図検査、胸部レントゲン、尿検査、内科検診、歯科検診、眼科検診、耳鼻科検診等がありますので、指定の日には必ず受診してください。

検査の結果によっては、精密検査や治療を勧める場合がありますので、すみやかに受診し、結果を報告してください。

2) 感染症について

インフルエンザ等の感染症にかかり、病院で法定感染症と診断された場合には「感染症罹患報告書」を提出してください。用紙は、登校できるようになってから学校でもらうか、上野高校定時制ホームページからダウンロードしてください。

3) 教育相談

スクールカウンセラーの制度があります。カウンセリングを希望する生徒は担任または養護教諭を通して予約をしてください。

また、皆さんの学校生活において必要と認めた場合、カウンセリングをお勧めすることがあります。

4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校管理下における事故などに対して給付金制度を設けています。ただし、給付には審査があります。

校外における教育活動中や、通学も対象となりますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

5) 全国高P連賠償責任補償制度について

全国高P連賠償責任補償制度に加入していますので、必要に応じて各自が請求してください。なお、加入証明書は年度初め（6月頃）に配布されます。

第9章 生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、三重県立上野高等学校定時制生徒会と称す

第2条 本会は、三重県立上野高等学校定時制生徒会で組織する

第3条 本会の目的は、民主主義的な自治の精神を基調とし、全会員の総意に基づいて組織的な活動を行う

第2章 役員及び議員

第4条 本会の役員を次のように定める

(1) 会長1名 副会長1名 書記・会計1名

(2) 役員はHR議員を兼ねることはできない

第5条 議員はHRから次の1名を選出する

第6条 1. 議員はホームルームの意見を議会に反映させる

2. 議員は会議に出席してその審議の携わる

第7条 役員及び議員の任期

「前期」学年はじめより9月30日

「後期」10月1日より学年末

第3章 議会

第8条 議会は生徒会役員及びHR毎に選ばれた議員を持って構成する

第4章 ホームルーム

第9条 1. 各HRは、室長1名、副室長1名、書記・会計1名を互選しなければならない

2. 任期は生徒会役員と同じである

校時表

登校は 17時05分より

S HR 17時25分～

1時間目 17時30分～18時15分

2時間目 18時20分～19時05分

給食 19時05分～19時25分

3時間目 19時25分～20時10分

4時間目 20時15分～21時00分

下校は 21時05分

緊急連絡先は次のとおりお願いします。

① 平日 12:35 から 21:05 まで

⇒定時制職員室 0595-21-2552

② 平日 8:30 から 12:35 まで

⇒学校代表電話 0595-21-2550

③ 平日 21:05 から 8:00 まで

休日 終日 (24h)

⇒三重県立学校緊急時間外受付 0570-012-359 (フリーダイヤルではありません)